

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第28条抜粋

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 (略) 2~7 (略)

現行行動計画(平成23年9月20日)における関連記載

海外発生期

(プレパンデミックワクチン)

- ・ 直ちにプレパンデミックワクチンの接種及びその法的位置づけ等を決定し、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て接種を行う。(厚生労働省)

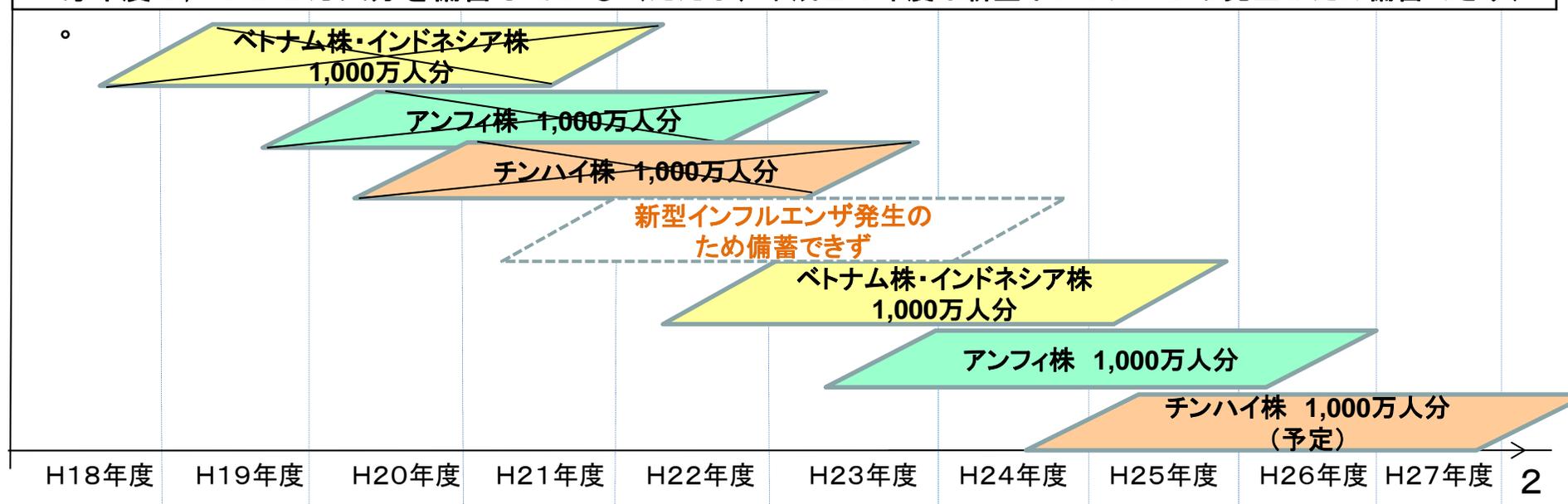
(パンデミックワクチン)

- ・ プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まずパンデミックワクチンを、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。(厚生労働省、関係省庁)

(参考) 新型インフルエンザワクチン / プレパンデミックワクチンの備蓄状況

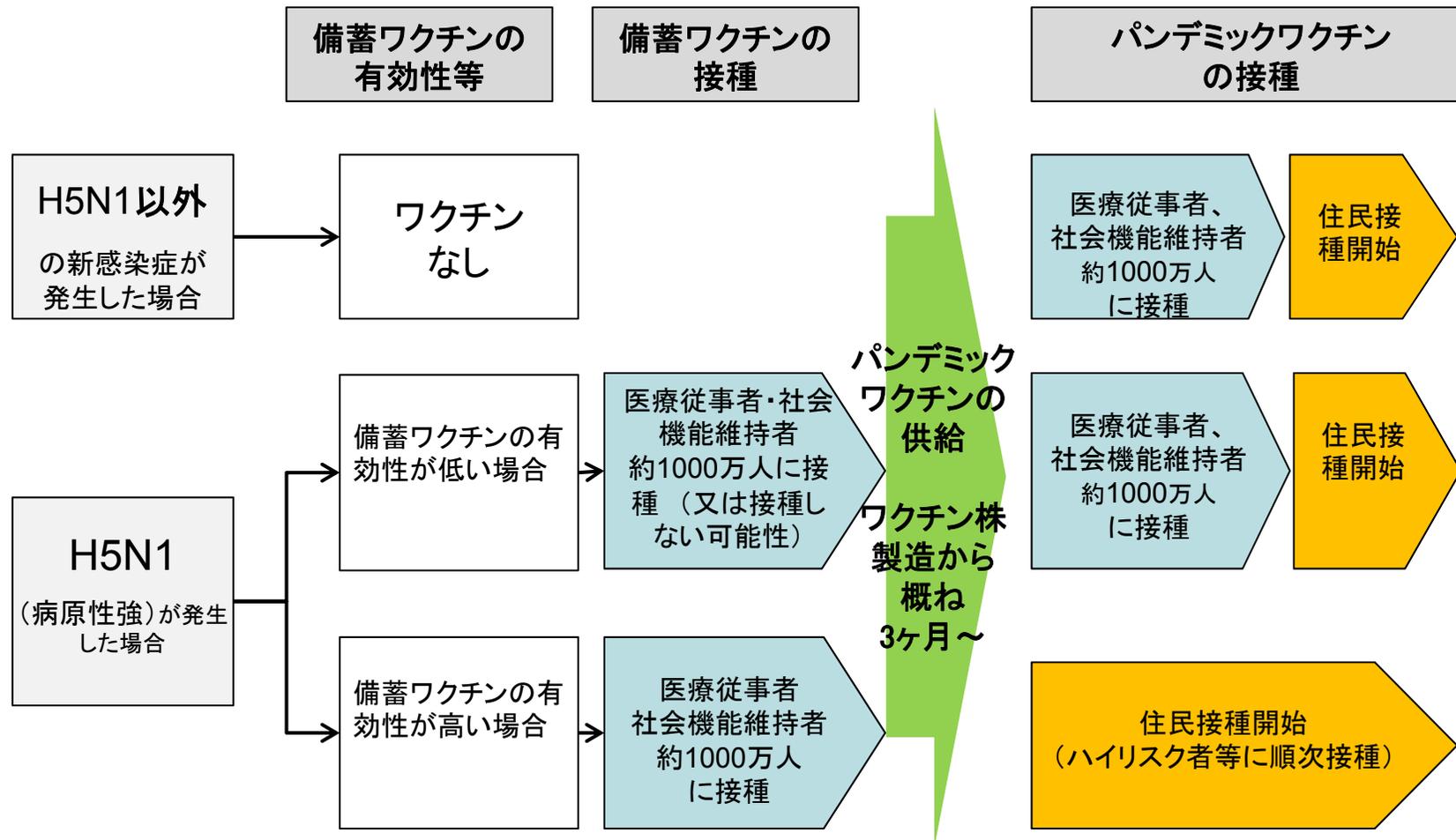
	備蓄ワクチン(プレパンデミックワクチン)	パンデミックワクチン
特長	○新型インフルエンザ発生前に、現在、鳥の間で流行している鳥インフルエンザウイルス(H5N1)を用いて製造	○実際に発生した新型インフルエンザのウイルスの株を使って製造
効果	○実際に発生する新型インフルエンザに対する効果は未知。 (発生する新型インフルエンザがH5N1以外の亜型の場合は使用できないなど)	○発症予防、重症化防止の効果が期待される。
	(留意事項) 2回の接種を想定。効果が生じるまで、初回接種後1ヶ月程度の期間を要する	
製造備蓄	○現在、ウイルスの変異に備え、複数の株で毎年度1,000万人分備蓄(有効期限3年間)	○発生後に製造開始する。 ※ 細胞培養技術等により、株が決定されてから半年以内に全国民分の製造ができるよう、研究を推進中。

○ プレパンデミックワクチンは、世界的な発生状況等を考慮し専門家の意見を踏まえて平成18年度から毎年度1,000万人分を備蓄している(ただし、平成21年度は新型インフルエンザ発生のため備蓄できず)



(参考) 先行接種の対象者と順位の運用イメージ

○医療従事者、社会機能維持者が仮に1,000万人程度とした場合、以下のような順序で接種することとなる。
 ※現在、備蓄ワクチンは複数の株について、基本的に毎年度1,000万人分を備蓄している。
 ※H5Nのパンデミックでも備蓄ワクチンが無効だった場合、又はH5N1以外のパンデミックが発生した場合、パンデミックワクチンを社会機能維持者に先行接種することとなり、一般の住民への接種時期が遅れることになる。



視点

特定接種の対象者は、住民に先行してパンデミックワクチンを接種(※)することが想定されている。

※プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合のパンデミックワクチンの接種

ー住民より先行接種することに国民的理解が得られる特定接種対象者の範囲はどこまでか。

【1】社会機能の維持を確実にする視点

ー社会機能の維持に関わる者を定義づけ、定義に沿って対象者を特定する。

(課題) 定義づけられた特定接種対象者のすべてを特定することは可能か。

※現在、社会機能は複雑に関連しており、単独の業界では機能が維持できない可能性がある

※現在策定されている「第一次案」の対象業種・職種の統計分類上の全従業員数^(注)の単純集計約2,000万人となる(関係事業者含まず)。

(注:「平成21年「経済センサス」第2表「産業(小分類), 経営組織(5区分)別全事業所数, 男女別従業者数及び1事業所当たり従業者数—全国」の従業者数総数)

【2】住民への接種を早期に実施する視点

ー早期に住民接種を開始することができるよう、特定接種対象者の人数を圧縮する。

※プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合、パンデミックワクチンを特定接種対象者に先行接種することが考えられ、住民への接種時期が遅れる。

(課題) 社会機能の維持が十分図られないのではないか。

【3】発生状況に応じて判断する視点

ーあらかじめ登録事業者の候補を登録し、発生後に発生したウイルスの病原性等を勘案した上で、先行接種対象の範囲を決定する。

(参考) ワクチンを優先的に接種する対象者の考え方の例①

(2009年新型インフルエンザ(A/H1N1)の場合)

□2009年の新型インフルエンザの場合、優先接種対象者として「医療従事者」が選定され、それ以外は、検討時点(2009年8月)の知見で重症化リスクが高いと考えられていた方が対象となった。

対象者		人数
優先接種対象者(※)	①インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員含む。)	約100万人
	② 妊婦 基礎疾患を有する者	約100万人 約900万人
	③1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児	約1,000万人
	④・1歳未満の小児の保護者 ・優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等	約200万人
その他	小学校4～6年生、中学生、高校生に相当する年齢の者	約1,000万人
	高齢者(65歳以上)(基礎疾患を有する者を除く)	約2,100万人

約5,400万人

資料: 第7回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議参考資料, 2010年6月8日, (厚生労働省)

■社会機能維持者ではなく、重症化のリスクが高い方への接種を優先するに至った議論の経緯(一部)

- 効率的で公正な資源配分のルールの実現において、どのようなルールを採用するかは、ワクチン接種の目的を明確にすることが重要である。
- 今般の新型インフルエンザにおいては、鳥インフルエンザの場合と異なり強毒性でないため、ワクチンの接種目的は重症化予防、死亡数の減少になると解される。重症化予防が目的であれば、社会機能維持者や医療従事者全般は対象者となりにくいのではないか。
- 重症化しやすい者、次に重症化する人を治療する医療に携わる者、その次に重症化しやすい人の周りの人にも接種が必要ではないか。具体的には、医療従事者、妊婦、基礎疾患患者、小児が優先的な接種の対象となると思われる。
- 小・中・高校生への接種についても流行の速度を遅延するためには、必要ではないか。

資料: 新型インフルエンザワクチンに関する意見交換会の概要 (H21年8月20日、8月26日)より抜粋、厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/pdf/090904_01.pdf